

船舶事故等調査報告書

平成21年11月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2008神第71号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成20年12月10日（水） 07時00分ごろ	
発生場所	京都府宮津市宮津港第4区 二本松三角点から真方位098° 1,400m付近 (概位 北緯35° 33.6′ 東経135° 11.2′)	
事故等調査の経過	平成20年12月10日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者からの意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等</p> <p>A 遊漁船 越^{こし}ひかりⅢ、5トン未満（全長8.96m） 251-13581 京都、個人所有</p> <p>B 漁船 第六^{えびす}恵美須丸、0.4トン KT3-10801（漁船登録番号）、個人所有</p>	
乗組員等に関する情報	<p>A 船長、一級小型船舶操縦士</p> <p>B 船長、二級小型船舶操縦士</p>	
死傷者等	なし	
損傷	<p>A 船首部船底外板に擦過傷</p> <p>B 両舷側舷縁上部に割損が生じ、船外機が濡損</p>	
事故等の経過	A船は、船長及び釣り客4人が乗船し、釣り場に向かうため宮津港内の阿蘇海を東進中、B船は、船長及び同乗者1人が乗船し、漂泊して刺し網の揚収中、平成20年12月10日07時00分ごろ、A船の船首部とB船の右舷中央部とが衝突した。	
気象・海象	<p>気象：天気 霧、風 なし、視程 約50m</p> <p>海象：潮汐 低潮時、潮流 微弱な南流</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>あり</p> <p>霧により視界制限状態にあった宮津港第4区において、A船は東進中、B船は漂泊中であったが、A船がB船に気付かず、また、B船がA船の接近に気付かなかったものと考えられる。</p> <p>A船は、レーダー設備がなかったが、霧のため著しく視界が制限されていた状況下、出航を見合わせなかったことは、本事故の発生に関与した可能性があると考えられる。</p> <p>B船は、レーダー設備がなかったが、宮津港第4区を南下中、霧のため著しく視界が制限される状況となった際、航行を継続したことは、本事故の発生に関与した可能性があると考えられる。</p>
原因	本事故は、霧により視界制限状態にあった宮津港第4区において、A船	

	<p>が東進中、B船が漂泊中、A船がB船に気付かず、また、B船がA船の接近に気付かなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
--	---